

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書

少人数学級の推進については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、令和7年度（2025年度）から小学校の35人学級が実現することになり、一定の前進が図られたものの、依然として中学校は40人学級のままであることなどから、さらなる改善が求められています。

長野県では多様化、複雑化する教育へ対応するため、国に先駆け小中学校全学年で35人学級を実現するなどの施策を講じていますが、法律の裏付けがないため財政的負担は大きく、これらの施策に伴う教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。

学校現場は、膨大な業務量に加え、子どもの実態が多様化する中で、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行なうことはきわめて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

国の責任で十分な教育配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次年度予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1　どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) もともと教員定数を超過する学級の削減
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月25日